

おおくきこども園 園則（運営規程）

（施設の名称及び所在地）

第1条 社会福祉法人 青い海の会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 おおくきこども園
- （2） 所在地 青森県八戸市大字鮫町字安川目8番地1

（施設の目的及び運営の方針）

第2条 幼保連携型認定こども園おおくきこども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- （1） 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号以下「市運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。
- （2） 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- （3） 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、集団生活の中で自己を発揮できるように、総合的に教育・保育を行う。
- （4） 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

（提供する教育・保育の内容）

第3条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第4条 当園は、子育て支援事業として次の事業を実施する。

- ① 子育て相談（相互交流の場開設等による情報提供・相談支援）
- ② 一時預かり（一般型）
- ③ 地域の家庭に対する情報提供・相談支援
- ④ 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等の連絡・調整
- ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言
- ⑥ 休日保育実施事業

（利用定員）

第5条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 8人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 15人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。） 15人
 - ア 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 10人
 - イ 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 5人

（職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 当園に配置する職員の職種、員数及び職務内容は、別紙職員表のとおりとする。ただし、員数は園児数により変動することがある。

（学年及び学期）

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- | | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から7月31日まで |
| 第2学期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで |

（教育・保育を提供する日）

第8条 当園の教育・保育を提供する日は、次に掲げる休園日を除く日とする。

(1) 1号認定子ども

ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）

イ 夏季休園 7月21日から8月20日

ウ 冬季休園 12月21日から1月15日

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）

ア 日曜日及び祝日

イ 年末年始 12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

（教育・保育等の提供する時間）

第9条 当園の教育・保育等の提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間 9時から13時まで

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間（11時間） 7時から18時まで

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする8時間とする。 7時から18時まで

(4) 開園時間 7時から19時まで

2 当園は、1号認定子どもの保護者が、やむを得ない理由により前項第1号に規定する教育時間の前後に預かりを希望する場合には、開園時間内において一時預かりを実施する。

3 当園は、保育認定子どもの保護者が、やむを得ない理由により前項第2号及び第3号に規定する教育・保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。

4 当園は、在園時以外の一時的預かり（8時30分から17時00分まで）、及び利用希望に応じ

て休日保育（８時３０分から１７時００分まで）を実施する。

（保育料その他の費用）

第１０条 当園は、保護者から次に掲げる費用を徴収する。

- （１）園児の居住する市町村の長が定める保育料
- （２）別表に定める費用
 - ア 教育・保育の提供における便宜に要する費用
 - イ 一時預かり及び延長保育に係る費用

（入園に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第１１条 当園は、１号認定子どもに該当する園児の保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- （１）利用定員に空きがない場合
- （２）利用定員を上回る利用の申込があった場合
- （３）当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
 - ２ １号認定子どもに係る利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。 先着順により入園させる。
 - ３ 保育認定子どもについては、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
 - ４ 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとする。

（退園及び転園に関する事項）

第１２条 退園又は転園を希望しようとする園児の保護者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

- ２ 園長は、前項の規定による届出が提出されたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。
- ３ 当園は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - （１）保護者から退園又は転園に係る申出が提出されたとき。
 - （２）保護者が法に定める教育・保育給付認定要件に該当せず、市町村が教育・保育給付認定を取り消したとき。
 - （３）市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - （４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（休園に関する事項）

第１３条 病気その他の理由により休園をしようとする１号認定子どもの保護者は、その理由を記して速やかに園長に届け出るものとする。

- ２ 園長は、園児が多数伝染病に罹患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、園児の登園を禁じ休園とすることができる。

- 3 園長は、第1項の規定による届出が提出されたとき、又は前項の規定により休園を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(卒園に関する事項)

第14条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に卒園証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 当園は、園児の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定しこれを実施するとともに、危険等発生時対処要領に基づき必要な訓練を行う。

- 2 当園は、事故発生防止のための指針を整備し、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生した場合は必要な措置を講ずる。

(非常災害対策等)

第16条 当園は、地域の特性に応じた非常災害に関する具体的な計画(非常災害対策計画)を策定し、自信、水害等を想定した訓練を実施するほか、保護者及び市町村等への連絡体制を整備し、関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、市運営条例第25条に規定する行為をいう。

- 3 当園は、当園の職員又は養育者(園児を現に養育する保護者等)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この園則を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この園則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この園則は、令和元年 10月 1日から施行する。

この園則は、令和3年 4月 1日から施行する。

付 則

この園則は、令和6年 5月26日から施行する。

付 則

この園則は、令和6年 5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2	2		園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。
保育教諭	園児数 による			利用園児の教育・保育をつかさどる。
調理員	1	1		園児の発達に応じ、給食・おやつ献立を作成する。給食・おやつ調理及び調理室の衛生管理を務める。
事務職員	1		1	経理及び庶務等の事務全般を行う。
用務員	2		2	園内外の整備、清掃及び警備を行う。
学校医	1		1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
学校歯科医	1		1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
学校薬剤師	1		1	園保健計画作成の助言、環境衛生活動を行う。（飲料水等の水質及び施設・設備の検査

別表

1 教育保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）

項 目		金 額
副食費及び主食費	1号認定子ども	日額 200円
		月額 5,000円
副食費	2号認定子ども	月額 4,500円
主食費		日額 500円

2 1号認定子どもの一時預かりに係る費用

項 目		金 額
平日	13時～17時	日額 200円
土曜日および長期休園期間	9時～17時	日額 400円
	17時～18時	日額 100円
	18時～19時	日額 100円

3 在園児以外の一時預かりに係る費用

項 目		金 額
1日利用	8時30分～17時	日額 1,400円
半日利用	8時30分～17時までの間の4時間以内	日額 700円
給食費（おやつ分を含む）		日額 300円

4 保育認定子どもの延長に係る費用

項 目		金 額
	18時～19時	日額 100円
保育標準時間認定子どもで11時間を超えた場合		日額 100円
保育短時間認定子どもで8時間を超えた場合 （7時～18時の間の8時間を超えた場合）		日額 100円